

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市規則第1号

#### 総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第37号の2（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第37号の2（第4条関係）</u> 略
<u>様式第52号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第52号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第74号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第74号（第4条関係）</u> 略

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



軽自動車税種別割減免申請書										
総社市長                      様  申請者    住 所 (所在地) ..... (納税義務者) 氏 名 (名 称) ..... 身体障害者等との続柄 本人・その他 (.....) (身体障害者等減免のみ記入のこと)								年    月    日		
個人番号又は法人番号										
総社市税条例第    条の規定により次のとおり市税の減免について申請します。										
減免申請の軽自動車等	種別	原動機付自転車				軽自動車				2輪の 小型自動車
		1種	2種乙	2種甲	ミニ カー	2輪	3輪	4輪 乗用	4輪 貨物	
	標 識 番 号					車 名				
	年 度 別					年 度	税 額	円		
	主たる定置場		総社市							
使用目的										
身体障害者等	住 所									
	氏 名					生 年 月 日	年    月    日			
	手帳番号					手帳交付年月日	年    月    日			
	障 害 名					障 害 の 程 度	A級		項症 款症	
	<input type="checkbox"/> 上記の者について、この車両以外に自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免を受けていません。 <input type="checkbox"/> 減免の可否決定のため必要があるときは、身体障害者手帳等の記載内容について、総社市社会福祉事務所に照会することに同意します。									
自動車運転者	住 所						氏 名			
	免許証の 交付年月日					年    月    日	免許証の種類			
	免許証の有効期限					年    月    日	免許証の番号			
	免許証の 条 件						身体障害者等との 続 柄			
家族運転の場合のみ記入	使用目的	1 通 勤	週平均の通勤・通園・通学・通院日数			日				
		2 通園・通学								
		3 通 院	(生業の場合はこの欄へ具体的に記入のこと)							
		4 生 業								

- (注意) 1 申請の際は、身体障害者手帳等、運転免許証、軽自動車税種別割納税通知書(納付書)を提示のこと。
- 2 種別、家族運転の使用目的は該当の所を○で囲むこと。
- 3 1人の身体障害者等について自動車税種別割又は軽自動車税種別割のどちらか1台のみで減免を受けることができます。



(その2)

督 促 状		注 意
<b>【納付義務者】</b>		
氏名		◎延滞金について 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）に基づいて計算した額です。
住所		
世帯番号		◎滞納処分について この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。
通知番号		
識別番号		◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて 1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
備考		
税目		
調定年度		
賦課年度		
期別		
税額		
督促手数料		
延滞金	※規定により算出した額	
納期限		
上記金額が未納となっておりますので、至急、指定金融機関等に納付してください。なお、本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。		

様式第74号（第4条関係）

原動機付自転車等標識き損（亡失）届							
所 有 者 納 税 義 務 者	住 所						
	氏 名						
標 識 番 号		総社市	き損（亡失）年月日			年 月 日	
原 取 動 機 付 け 自 転 車 等 取 付 け て いた	種 別	原 動 機 付 自 転 車				小 型 特 殊 自 動 車	
		1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミ ニ カ ー	農 耕 用	そ の 他
	車 名			名 称			
	総 排 気 量	cc		車 台 番 号			
	型 式			型 式 認 定 番 号			
	プレート亡失等の事由	亡失 盗難 き損 その他（ ）					
	亡失等の状況						

種別・プレート亡失等の事由欄は、該当の所を○で囲むこと。

上記のとおり標識をき損（亡失）したのでお届けします。

なお、上記標識が発見された場合は責任をもって返却します。

年 月 日

総社市長 様

届出人 住 所  
氏 名